

2) さて、3.11の事故報告書について、プルサーマルを推し進めたい資源エネルギー庁がらみで3.11の前年に①国と東電がつるんで行なった福島県に対する3号機の耐震偽装（残留熱除去海水系ポンプの津波リスク抜き）報告により福島県が原発運転に待ったをかける機会を逸したという福島県に対する背信行為と、②国（原子力安全・保安院）が規制権限を行使し残留熱除去海水系ポンプに関する技術基準適合命令を発すべきなのにこれを発せず過酷事故を未然に防げなかったという国の監督不行き届きと、③東電が3.11の事故処理において残留熱除去系を見落とし（除熱が手遅れになり）過酷事故にしてしまったという東電の大失態、以上の3点が追求され詮索されるのを防ぐということにおいて、そのために上記3点の手掛かりを与えないように事故報告書を訳の分からないようにそれらしく書くということにおいて、国民の先頭に立って真相を明らかにすべき国（原子力安全・保安院）と東電の立場、つまり調べる側と調べられる側の立場が一致した。

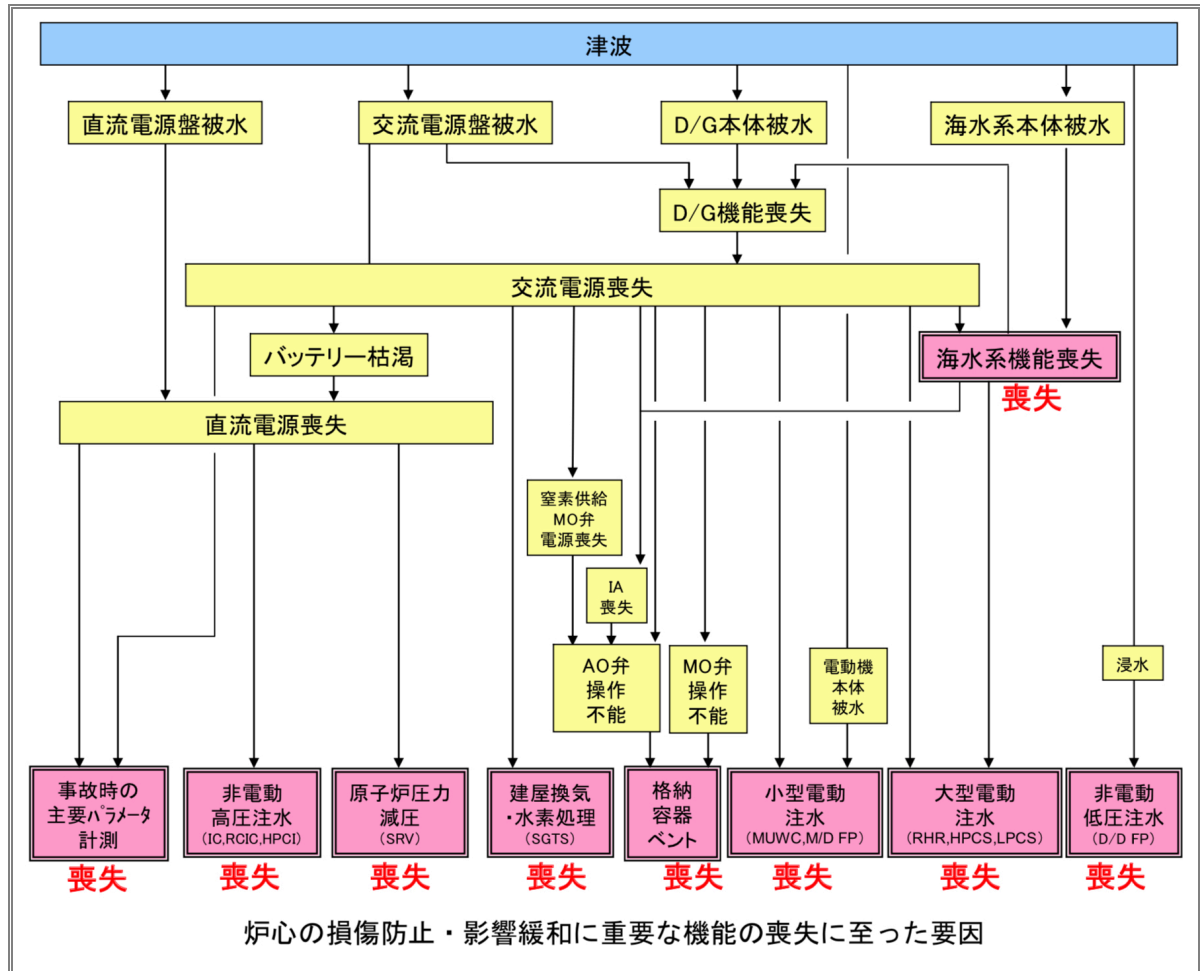
残留熱除去系の津波被害を全機で見落とし過酷事故にしてしまったことは黙して語らず、事故原因は「想定外の津波」による冷却電源の喪失」というもっともらしいふんわりとした総花的でつかみ所のない抽象的なもので納得していただくことに致しましょう。そのようにしてしまえば、国の責任も、東電の責任も、深入りされず詮索されずに済む。そのようにすれば、お互いに傷が付かないで済む。お互いに傷付かないことは、良いことなのである。

東京電力は福島第一原発の大失態を覆い隠すために「全ては津波」と思い込ませるような情報戦を展開したのです。

ですから、人々は、福島第一原発の事故原因は「「想定外」の津波による電源の喪失」
と
思い込んでいるのです。

東電のイメージ戦略：

津波で福島第一原発の全てがダメになったと視覚的に思わせる戦略図。

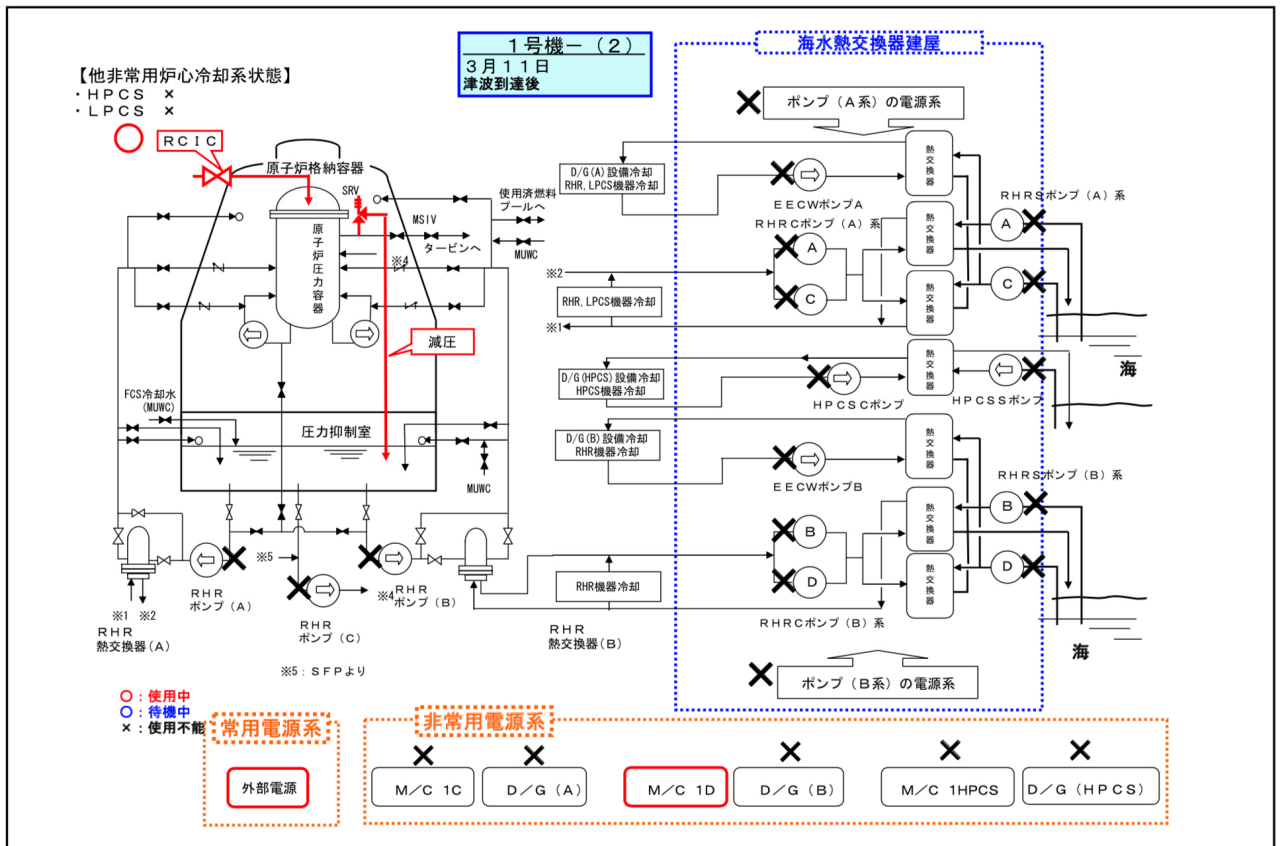


実際は3号機のバッテリーは、A系B系の両方が生き残っており、RCICとHPCIにより長時間確保していた。1号機のバッテリーAは、約1時間後に自然回復した。DD F/Pは、2台が自動起動、1台は手動で起動させた。空冷の非常用ディーゼル発電機の2号機のD/G (2B) と4号機のD/G (2B) のD/G本体は運用補助共有施設に設置されており津波の侵入被害はなかった。

福島第一原発のRHRは喪失したまま放って置かれたが、福島第二原発は、必死になってRHRを修復していたのである。

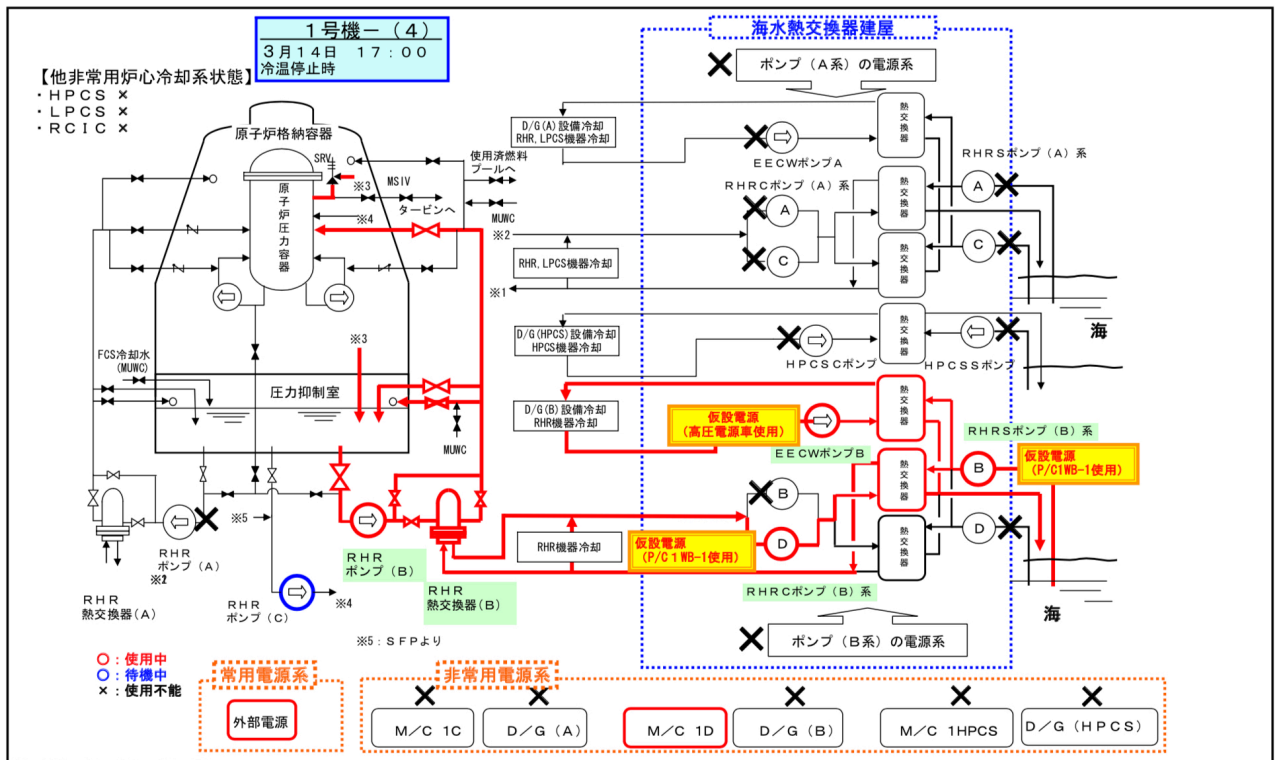
これが、メルトダウンの分かれ目である。

3.11では、福島第二原発も、津波で残留熱除去海水系ポンプ（RHR系）が全滅し、



海への残留熱放熱機能を失いメルトダウンの危機が3日後に迫っていました。

福島第二 1号機 RHR系応急復旧後



RHRCポンプのモータとEECWポンプのモータは
自衛隊機で空輸したものです。

仮設の電源ケーブルは自衛隊へりて空輸したものです。

480Vの空き端子が足りなくなったので、

高圧電源車 + 変圧器でモータを回し急場を凌いでいます。

壊れたら、直せばいい。

福島第二は、直した。

福島第一は、直さなかった。

福島第一は、RHRを見落としていた。

福島第一では、RHRは全くの手付かずだった。

福島第一 2号機のRHR系は構造がシンプルであり、

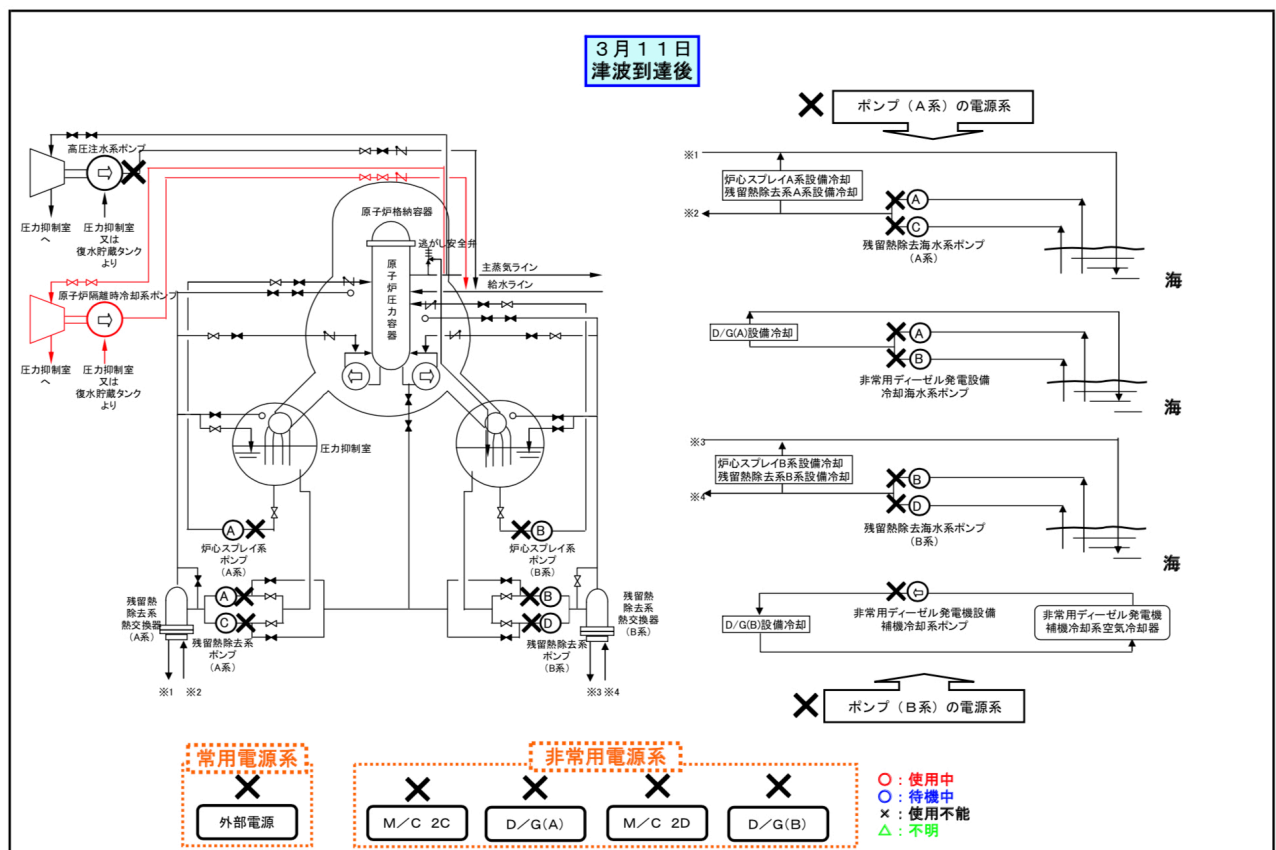
福島第二よりも直し易い。

残留熱除去海水系はモータ1台を交換して電源ケーブルを布設して

高圧電源車で動かせばそれでいい。

注。RHRは重要な設備なので4重化されています。

4系統のうちの1系統だけ動かせばよかった。



情報操作：

事故報告書は「吉田神話のお涙頂戴的文学的報告書」とする。

吉田所長が叫び怒鳴りつけているセンセーショナルなテレビ会議映像を戦略的にテレビ局に提供すると同時に、吉田所長は最善を尽くしていたというイメージ操作ですべてを覆い尽くし事故処理に関する一切の疑問が出ないようにする。

また、所員は体育館に雑魚寝で冷たい弁当という劣悪な環境の中で事故処理に頑張っているとの情報操作を行なって同情を買うようにし東電への批判が出ないようにする。(TBSのAZのMCのMMさんが「消防自動車の燃料切れで原子炉の冷却が止まっていたなんて、東電は一体何やってんだ！」と言っていたMMさんが、翌日に東電に対するトーンがガラ

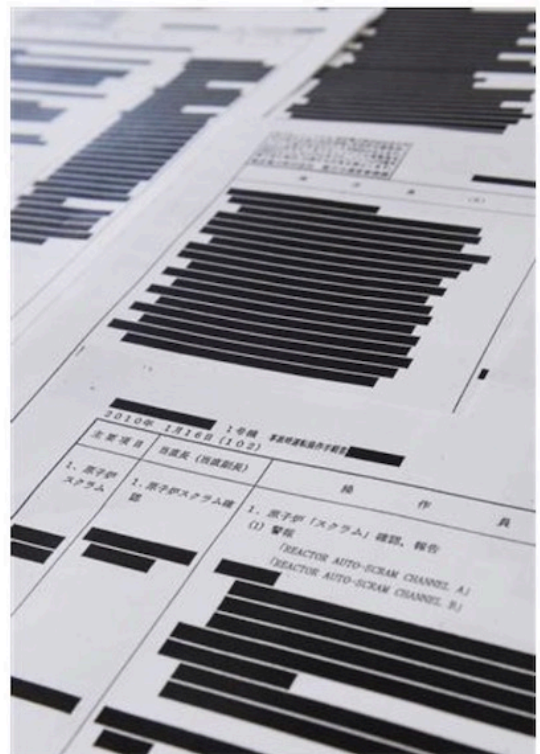
りと変わって「現場の人は劣悪な環境の中で一生懸命頑張っているんだよ」などと言ってそれ以降東電の批判は一切しなくなった。これはMMさんに限ったことではない。それまで東電の批判をしていた他局の情報番組も東電の批判をしなくなった。コメンテーターがうっかり東電の批判をすると実体を知らずに放送禁止用語を発言したかのような気まずさが流れMCがそれを取り繕った。) かくして、東電批判はタブーとなり、事故の真相究明はタブーとなり、少しの東電批判も他のマスコミが叩くこととなり、吉田所長のセンセーショナルな場面のみが根雪のように残り、折に触れ放送され人々の記憶に残ることとなったのである。

衆院特別委員会が「事故原因の徹底的検証に必要」として東電の窓口である原子力安全・保安院を通して東電に資料の提出を求めていた。東電が提出した資料は原子力安全・保安院を経由して衆院特別委員会に届いた。つまり、下記資料は、原子力安全・保安院が追認したものであり、原子力安全・保安院の事故究明に対する姿勢を表しているのである。

東京電力が福島第1原発の「事故時運転操作手順書」のほとんどを真っ黒に塗りつぶし、衆院科学技術・イノベーション推進特別委員会（川内博史委員長）に提出していたことが7日、分かった。

同委員会が「事故原因の徹底的検証に必要」と提出を要求していた。東電は、知的財産や核物質防護上の問題があるとして第三者に公開しないように求めていたが、川内委員長は「中身がないので隠す意味がない。（東電は）求めたものを誠実に出してこなかった」として公開した。

手順書は12ページ。9ページ分は全て塗りつぶされ、読み取れるのは全部足しても十数行。



2011/09/07 19:52 【共同通信】

東京電力が衆院科学技術・イノベーション推進特別委員会に提出した福島第1原発の「事故時運転操作手順書」のコピー

事故に関するすべての情報について、国と東電がコントロールした内容しか表に出されることはなく、国民には、国と東電がコントロールした内容に基づくものしか知らされなかったのである。

事故原因は「想定外の津波による電源の喪失」は東電の騙しである以上に監督者たる国の騙しなのである。（もし、東電の騙しに国が気が付かなかったと言うことであるならば、監督者不在であり、全国の原発は即刻停止しなければならない。）

かくして、マスコミと国民は国に騙されることになったのである。

下記は東電の事故報告書であるが、

<事故原因>は、津波、津波、津波、想定外の津波、である。

(20120620東電事故報告書 本編 pdf346枚目の部分)

<事故原因>

今回の福島第一1号機～3号機が炉心損傷事故に至った直接的な原因は、前章までに述べたように、1号機では津波襲来によって早い段階で全ての冷却手段を失ったことである。2、3号機では津波襲来後も原子炉隔離時冷却系（RCIC）などの高圧注入系が機能したことで2～3日の対応時間を確保することはできた。しかしながら、継続する余震や津波の他、津波による瓦礫の散乱や1号機の水素爆発によって作業環境が悪化し、建屋周辺での活動が制約され時間を要することとなった。このため、高圧炉心注水から安定的に冷却を継続する低圧炉心注水に移行できず、最終的に全ての冷却手段を失ってしまったことである。

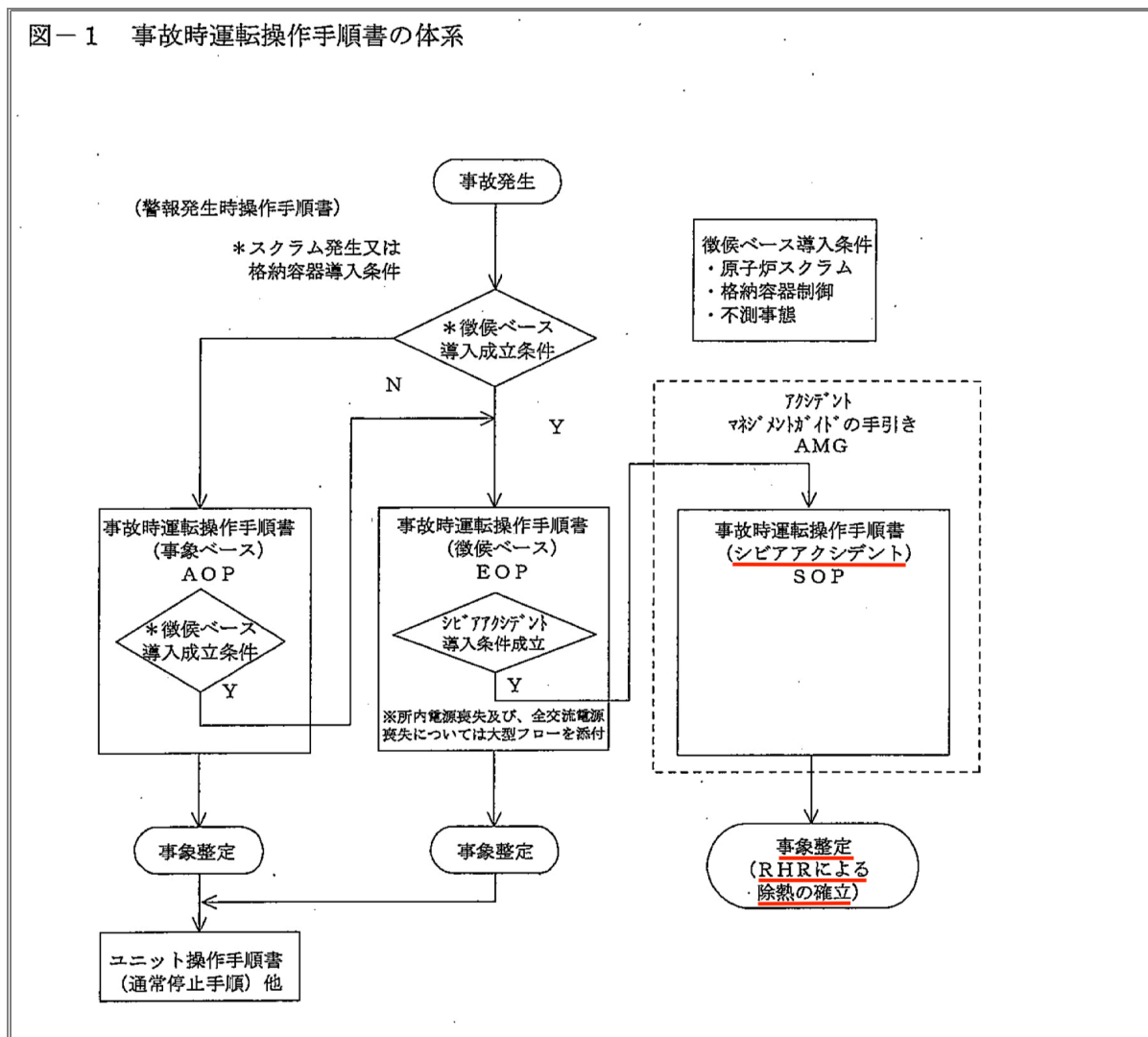
すなわち、これまでの原子力発電所における事故への備えは、今般の津波による設備の機能喪失に対応できないものであった。

津波の想定高さについて、当社はその時々最新の知見を踏まえて対策を施す努力をしてきた。この津波の高さ想定では、自然現象である津波の不確かさを考慮していたものの、想定した津波高さを上回る津波の発生までは発想することができず、事故の発生そのものを防ぐことができなかった。このように津波想定については結果的に甘さがあったと言わざるを得ず、津波に対抗する備えが不十分であったことが今回の事故の根本的な原因であり、ほとんど全ての設備機能が根こそぎ失われるという事態を招いてしまったことから、その収束活動についても非常に困難を極めた。

今回の津波に実際に遭遇した今、当社の津波に対する備えが至らなかったことを真摯に反省するとともに、このことから得られた教訓をもとに以下の対策を実施していくこととした。

上記の<事故原因>には、残留熱除去系（1号機の場合はSHC/CCS、2号機3号機の場合はRHR）に関することが何も記述されておらず、まったくの子供騙しの「事故原因隠し」である。

下記「図-1 事故時運転操作手順書の体系」にあるように、どんなに「シビア」な「アクシデント」であったとしても「RHRによる除熱の確立」に持ち込めば「事象」はそこで「整定」し進展を停止するのである。



つまり、炉心損傷が発生した場合は、そのとき残留熱除去系がなぜ稼働出来なかったかが故障状況を含めて事故原因として書かれていなければ、全くもってして事故原因の用を成さない。

当サイトによる<事故原因>

残留熱除去系を見落とし、海水系ポンプ等の修復は手付かずのまま期限内にこれを稼働させることなく、原子炉は空焚きになって炉心損傷に至り、さらに圧力容器の底が抜け、溶け落ちた燃料の熱で格納容器が損壊するに至り、1号機～3号機の放射性物質が広範に飛散するに至った。

* 1号機の補足：16時42分のバッテリーA自然回復時にICの2 (A) 弁と3 (A) 弁を開ければICが作動し空中への除熱が開始される。なお、ICタンクへ水を補給し続ける限り長期間の除熱が可能である。なお、2 (A) 弁と3 (A) 弁はAUTOには戻さないこと。AUTOに戻しておく、バッテリーA枯渇時にフェイルセーフ機能が働いてギリギリ弁が閉まる可能性がある。もっともそうなった場合は原子炉建屋へ行って弁を手動で開ければ良い。なお、弁が開いているのか閉まっているのか分からなくなった場合は、原子炉建屋2Fの計装ラックで原子炉圧力を見れば良い。圧力が高ければ弁が閉まっており圧力が低ければ弁は開いている。ICを作動させておけば、SHC/CCSを復旧させるのに十分な時間を確保することが可能であった。

* 2号機の補足：残留熱除去系への切替時の減圧については、12Vバッテリー10個でSR弁を8弁以上並列掛けで一斉に解放する急速減圧を行うこと。なおSR弁は0.6Wであるので、一斉に開ける弁は多ければ多いほど良い。その方が減圧時の冷却水の水位低下が少なくより安全である。

* 3号機の補足：後日記入

東京電力は上記<事故原因>を甘んじて受け入れなければならない。

もし、上記を否定するのであれば、残留熱除去系を復旧させることが出来ない理由を具体的に提示しなければならない。

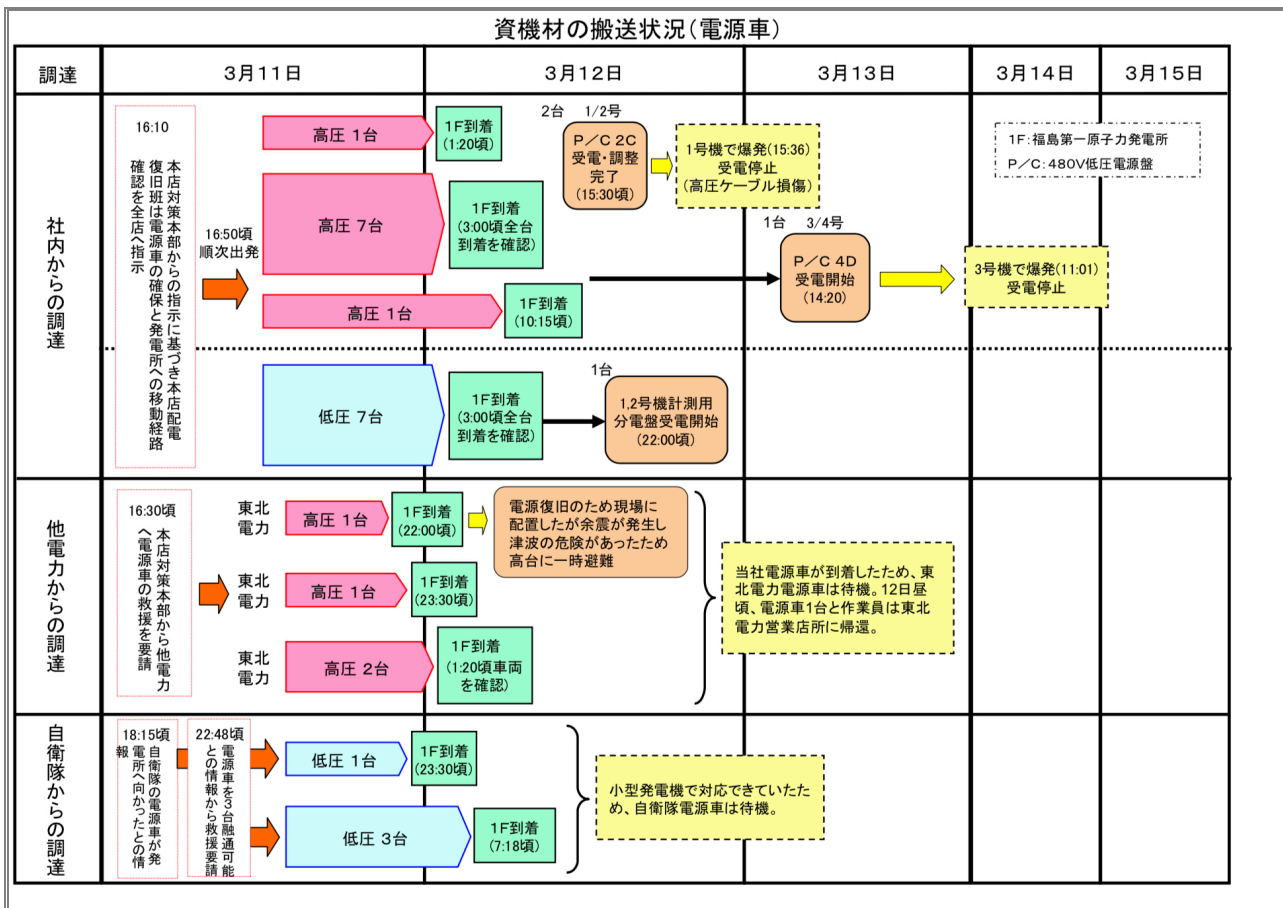
なお、それが簡単に修復することが出来ないような特殊なものであるならば、それはリスクに他ならない。

残留熱除去系は極めて重要な安全装置であるがゆえ、特殊なものではなく極めてシンプルな作りのはずである。

例えば11日に残留熱除去系復旧命令が一斉に出ていたとして何処にネックがあったのか。モータか、電源ケーブルか、電源車か、配管か、熱交換器か、工事か、計測か、操作か。上記のいずれかに絞られるはずである。それともネックは無かったのか。

津波による電源喪失ということで、電源車があり余るほど駆けつけていた（下図参照）

でも、過酷事故は起きた・・・ということは、事故原因は津波による電源喪失とは言えない・・・では、津波と事故は関係がなかったのか・・・いや、津波が残留熱除去海水系ポンプを直撃しモータがショートして故障し原子炉の除熱機能が喪失した（それに気付かずそれが修復されることはなかった）・・・そして、原子炉が空焚きになって炉心損傷が発生し、炉心が溶融して圧力容器の底が抜け格納容器へ溶け落ち、その燃料の輻射熱で格納容器が変形し、格納容器が損壊するに至った・・・



いわゆる国会事故調（平成23年5月24日付け閣議決定された東電福島原発事故調査・検証委員会）がベースにした東電の事故報告書も、東電から資料提出された内容も、東電から聞き取った内容も、すべて東電と国にコントロールされた情報である。

だから、事故原因について「何かおかしい、何かがおかしい、何かスッキリしない」と感じていながらそれが限られた情報だけでは分からず、モヤモヤ、隔靴搔痒なのである。

(20120705 国会事故調査委員会報告書 本編 pdf15枚目.pdf (popup))

『【事故の直接的原因】

本事故の直接的原因は、地震及び地震に誘発された津波という自然現象であるが、事故が実際にどのように進展していったかに関しては、重要な点において解明されていないことが多い。

(省略)

しかし東電は、事故の主因を早々に津波とし、・・・。

直接的原因を、実証なしに津波に狭く限定しようとする背景は不明だが、・・・。

「**想定外**」とすることで責任を回避するための方便のようにも聞こえるが、・・・。』

上記『事故が実際にどのように進展していったかに関しては、重要な点において解明されていないことが多い。』とのことであるが、除熱必要時に残留熱除去系が数時間でも停止していればメルトダウンしてしまうことは自明の理であって、事故の主因が解明されていないはずが無いのであって、それは国と東電がしらばっくれているのであって、もし事故の主因が解明されておらずなぜ3.11のような大事故になったのかが皆目見当がつかないと言うようなことであるならば、他の原発において原因不明の大事故が発生するリスクを否定することができないのであるからして、柏崎刈羽原発の再稼働はおろか全国の原発は直ちに停止しなければならない。

(下記は、20200930asahi電子版の部分)

原告の弁護団などによると、これまでの原発事故をめぐる集団訴訟では、国が被告の13の訴訟で地裁判決が出た。うち7地裁は津波の予見可能性を認めて国に賠償を命じる一方、6地裁は予見可能性は認めつつも、国が東電に安全対策を指示しても事故までに間に合わなかったなどとして、国に責任があると認めず、高裁の判断が注目されていた。

地裁の判決が五分五分できっ抗しているのは、東電の事故報告書に事故原因がはっきり書かれておらず、したがって責任がはっきりせず、事故原因が「想定外の津波」という方便であり、双方にこれといった決め手がないからである。だから、判決が五分五分になるのである。

真実を隠されているから地裁判決がどっちつかずの五分五分の中途半端な結果になるのである。

正に、下記である。

(下記は、20220425AtomicAge部分)

原発事故の避難者 最大規模の福島訴訟 最高裁で弁論 via NHK

福島第一原子力発電所の事故で各地に避難した人たちが国と東京電力に賠償を求めた集団訴訟で最も規模が大きい福島県の住民などによる訴訟の弁論が最高裁判所で開かれ、原告側は「事故がどうして起きたのか、誰の責任なのかははっきりさせてほしい」と訴えました。

さて、最高裁は、誰の責任なのかははっきりさせて「想定外の津波」などといった責任逃れの方便を見抜くことができるのかどうか。

(真実が隠されていて) 白黒がはっきりしない裁判は騙し合いである。自分の不利は隠し、自分の有利になるようなことをもっともらしく針小棒大に誇張して主張し裁判官の心証を得た方が勝ちなのである。裁判で必ずしも真実が明らかになるとは限らないし、真実に近い側が必ずしも勝つとは限らないのである。とりわけ本裁判は司直の手が入って調べられたものではないことから、技術的にまったく非対称なのである。残留熱除去系の失態に触れられたくない国と東電がすべての情報を保有し、原告にはそのごく一部分しか、しかもコントロールされた情報しか公開されておらず原告側が圧倒的に不利なのである。原告側は圧倒的に不利な狭い土俵でしか戦うことができないのである。被告側が組織的に真実を隠し裁判官を誘導していたらどうしようもないのである。